

京都市職員共済組合規則第1号

京都市職員共済組合運営規則の一部変更について

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

令和5年12月28日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合運営規則（昭和38年1月24日組合規則第1号）の一部を次のように変更する。

第24条第3号を次のように改める。

（3）前2号及び施行規程第165条第1号から第5号までに掲げる書類以外の証ひょう書類等 理事長が定める期間

第24条第3号の次に次の1号を加える。

（4）期間の定めのない書類 3年

附 則

この変更は、令和6年1月1日から施行する。

（行財政局人事部厚生課）